

自主的避難等対象区域（いわき市）において、タクシー運転手として稼働していた申立人について、原発事故に伴う事業所の閉鎖により失職し、それにより日常生活上の運動量が減少し、身体障害を伴う持病が悪化したところ、失職及び持病の悪化と原発事故との因果関係があると認め、平成28年11月末までの通院慰謝料（原発事故の影響割合7割5分）及び平成30年2月分までの就労不能損害が賠償された事例。

## 和解契約書（一部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

#### 記

- |     |                      |  |
|-----|----------------------|--|
| (1) | 就労不能損害               | 4, 678, 884円<br>(平成27年3月1日から平成30年2月末日まで) |
| (2) | 診断書等取得費用             | 38, 880円<br>(平成28年12月1日から平成28年12月末日まで)   |
| (3) | (1) 及び (2) に関する弁護士費用 | 141, 533円<br>以上                          |

### 2 和解金額

被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、金4, 859, 297円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

(省略)

### 4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 5 清算

申立人と被申立人は、第1項に掲げる損害項目（同項の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、(1) 及び (2) に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年2月15日

自主的避難等対象区域（いわき市）において、タクシー運転手として稼働していた申立人について、原発事故に伴う事業所の閉鎖により失職し、それにより日常生活上の運動量が減少し、身体障害を伴う持病が悪化したところ、失職及び持病の悪化と原発事故との因果関係があると認め、平成28年11月末までの通院慰謝料（原発事故の影響割合7割5分）及び平成30年2月分までの就労不能損害が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

#### 記

- |     |                            |              |
|-----|----------------------------|--------------|
| (1) | 就労不能損害                     | 4, 678, 884円 |
|     | (平成27年3月1日から平成30年2月末日まで)   |              |
| (2) | 通院慰謝料                      | 705, 000円    |
|     | (平成25年6月21日から平成28年11月末日まで) |              |
| (3) | 診断書等取得費用                   | 38, 880円     |
|     | (平成28年12月1日から平成28年12月末日まで) |              |
| (4) | 本件和解仲介に関する弁護士費用            | 162, 683円    |
|     |                            | 以上           |

### 2 和解金額

被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、金5, 585, 447円の支払義務があることを認める。

### 3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項(1)及び(3)並びに同(1)及び(3)に関する弁護士費用として、金4, 859, 297円を支払い済みであることを確認する。

### 4 支払方法

(省略)

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 6 清算

申立人と被申立人は、第1項に掲げる損害項目（同項の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決セ

ンターに交付する。  
平成30年5月23日

(仲介委員 古澤眞尋)